

檀原市立真菅北小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（２）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 一見けんかやふざけあいのように見えても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害児童の気持ちに寄り添い「些細な事」と判断せず、いじめに該当するか否かを判断し見逃さないようにする。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携

した取組を行う。

3 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22 条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

【別紙 1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

【別紙 2】

(3) いじめに対する正確な捉え方の定期的な検証

いじめを意図していない言動や偶発的・衝動的に行った言動、あるいは、継続性がない言動や相手を特定しない言動、また、好意で行った言動でも、被害の児童が「心身の苦痛」を感じていればいじめと認知し、適切な対応をする。また、謝罪をもって安易に解消することではないことの正確な捉え方を定期的に職員間で検証する。

4 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を下記のとおり実践する。

(1) 未然防止の考え方

キーワードは、居場所づくり・絆づくりと自己有用感・自己肯定感の育成

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないとできないというのではなく、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していくことができる。これが、未然防止の第一歩となる。

◆「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から児童を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感が重要である。

◆「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが

「絆」であり「自己有用感」である。子どもの「絆づくり」を促すためには、教師の働きかけが不可欠で、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言で言うなら、すべての児童が活躍できる場面を準備することである。

- ◆「自己肯定感」とは、スモールステップの成功体験を積み重ねることで生まれる自信や自分自身に対する「やればできる」というプラス思考の気持ちである。最近の子どもたちは、自尊感情や自己肯定感が低いと言われている。いろいろな成功体験を積むことで、自分が成長したことなどを実感できる取組を進めていきたい。

★ 教職員が実践すること

○ わかる授業づくりの推進

授業中に児童の不安や不満が高められていないかどうかというのは、授業改善の大きなポイントである。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童が授業に参加でき、授業の中のあらゆる場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながると考える。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、また周りからのひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲と学力の低下をもたらすだけでなく、さらなる自分自身への自信のなさや不安を生むという悪循環を招いてしまう。

すべての教職員がわかる授業づくりを進めていくことが、児童の居場所づくりにもなり、いじめの未然防止になる。

○ 学習規律・学習習慣の定着

授業の規律、例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などを粘り強く続けていくが必要である。新学習指導要領の全面实施から「コミュニケーション能力」を育むことが大切と言われるが、これについては特別な場を設定するというよりも、日々の授業の中で進んで発言したり、聴いたりする姿勢を定着させるよう、指導の在り方を見直していく必要がある。

○ 自己有用感・自己肯定感の育成

自分が誰かの役に立っている、貢献している等、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる感情を自己有用感という。他者から認めてもらえていると感じられた児童は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することもなくなってくる。自分を認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあってはじめて、他者を認めたり、大切にしたりすることができるものである。

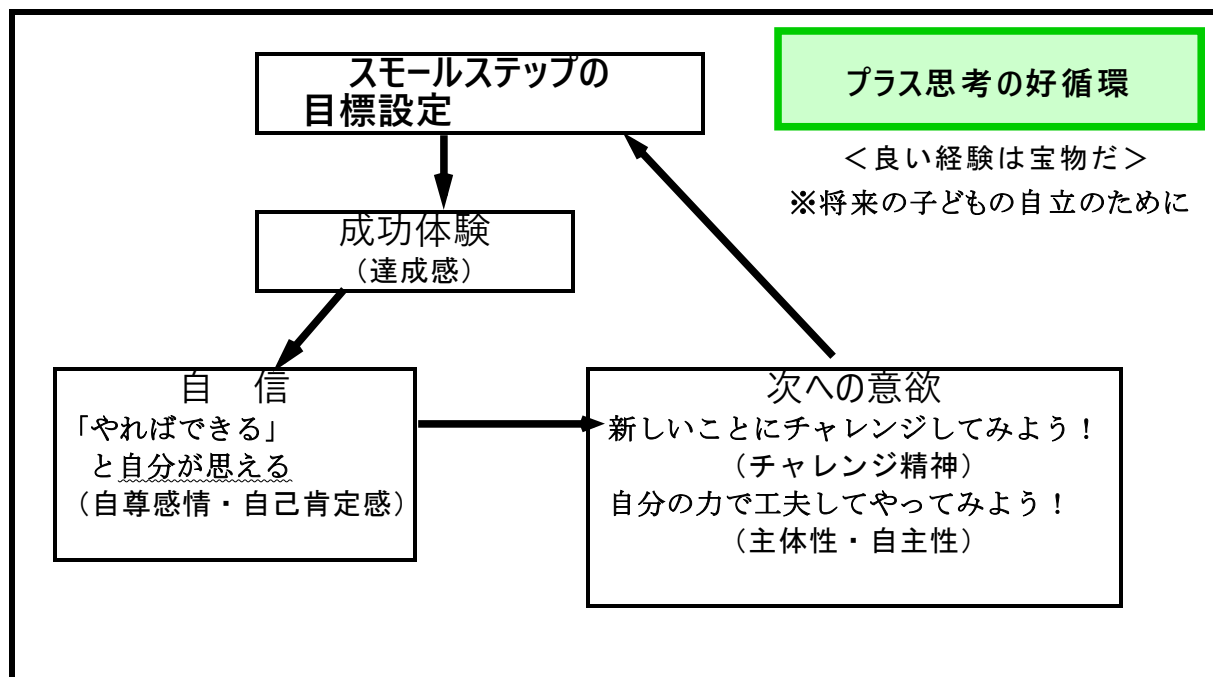
このことから、すべての児童に対して、授業や学校行事、様々な日常の活動の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながっていくと考える。

<自己有用感・自己肯定感が高まるために必要なこと>

- ・自分は家族や友だちなど周囲の人々から必要とされていると感じる。
- ・自分は誰かのために役立っていると感じる。
- ・生活の中で「やったあ！」と思える達成感を持つ。
- ・「できた」という成功体験を積み重ね、自信を持つ。

- ・自分に自信をもち、自分のことが好きになる。
- ・感謝の気持ちや愛情を言葉や態度で伝えてもらう。など

★ スモールステップの成功体験で、達成感を得る。 → 自己有用感・自己肯定感が高まる



- 児童が情報モラルや情報リテラシーを身につけて、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度を育む教育を推進し、保護者にもインターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。
- 家庭や地域に学校基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と家庭、地域が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組む。

(2) 「いじめ」の早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。また、当事者児童の安全を確保し、話をじっくりと聴き、辛い思いをしている児童の気持ちを理解した上で、家庭や市教育委員会への連絡・相談を行うなど、事案に応じ、関係機関と積極的に連携する。

★ 学級担任だけでなく全教職員の目を通して

① 教職員と児童とのコミュニケーションから

- ・ 普段から学級・学校の中で気になる児童の様子を職員が共有し、観察するとともに、こまめに複数の教職員が話しかけ信頼関係を築き、状況を把握する。

② 日常的な観察

- ・ 登校時から始業時までの時間、授業や学級活動等の時間、休み時間、下校時などの児童の様子から児童の人間関係や心の様子を把握する。

③ 毎月末の問題行動等の報告から

- ・各学級担任は、毎月末に問題行動（いじめ、不登校、暴力行為等）について教頭に報告する。教頭は、必要に応じて関係職員と連携して対応する。

★ 学校としての取組から

○ 「いじめに関するアンケート」の実施

- ・いじめの現状を把握し、いじめ被害に遭い、悩み苦しんでいる児童の早期発見、早期対応、再発防止、未然防止に努める。
- ・アンケートはいじめ被害が考えられる児童への即時的な支援を目的とするため、記名式で行う。

○ 「いじめられている」「いじめを見たことがある」という児童との個別面談実施

- ・アンケート後の「個別面談」を重視するとともに、保護者、友人からの情報収集を丁寧かつ迅速に行い、確実に情報をつかむ。
- ・面談後は、状況に応じて適切な指導を行い、経過の記録を残す。

★ 保護者からの相談を通して

○ 保護者からの相談への迅速な対応

- ・各学級担任は保護者からの相談があった場合には、真摯な態度で受け止め、児童からの情報収集を行い、話し合いや指導を行うなど迅速な対応を心がける。

○ 学年主任を核とした学年集団での対応

- ・「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである」という認識のもと、担任任せにせず、学年主任を核とした学年集団で情報を共有し、相談・協力体制をとる。

○ 市・県・関係機関 発行の電話・LINE 相談、通報窓口等の紹介

- ・いじめに関して、学校に相談しにくい場合や気軽に相談できるよう市教育委員会とも連携を行う。

(3) 早期対応

いじめの発見や通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を行う。被害生児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

★ 「いじめ」確認後の組織的な対応

○ 学年集団等を中心とした対応

- ・学級指導や学年指導で対応できる事案については、学年主任を中心とした学年グループで共通理解をしながら、連携して取組や指導を進める。
- ・学級担任が一人で抱え込まないように、学年主任が連携の核となる。
- ・いじめを許さない学級・学年経営を進め、児童や保護者との信頼関係づくりを進める。

○ 「プロジェクト I（アイ）」…迅速対応のためのプロジェクトチーム

- ・重大な事案については、校長のリーダーシップのもと、メンバーを招集し、状況確認と対応策をまとめ、実行する。

メンバー	校長、教頭、生指部長、関係する学年の全担任
------	-----------------------

- ・対応したことを共有し、さらに次の対応を進める。（解決するまで繰り返す）

○ いじめ問題対策委員会

- ・「いじめアンケート」実施後、または各学期末の「問題行動報告」確認時に、進捗状況を確認する。

メンバー	校長、教頭、生指部長、教務主任、人権推進担当、全学年主任、 いじめ・不登校対策教員
------	--

- ※ **関係機関との連携**… 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、市教育委員会、警察、こども家庭相談室、県高田子ども家庭相談センター等と連携する。

（４）再発防止

いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でもいじめを受けた児童の自尊感情が著しく低下したり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。いじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては、医療機関や子ども家庭相談センター等の機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

単に謝罪をもって「解消」されるのではなく、

- ①被害児童に心理的・物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月以上継続していること。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じることなく学校生活を送れていること。
- を確認する。

５ 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ・不登校対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、状況によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

６ その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ・不登校対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ情報あり（面談やアンケート調査・積極的な認知による）

1 情報を集める

- 被害児童等・加害児童等からの聴き取り
- 周辺児童等からの情報の収集
- 保護者と連携

2 指導・支援体制を組む

(1) 学年集団等を中心とした対応

(2) 学校としての組織的な対応

即日対応（24時間以内）

「プロジェクト I（アイ）」

…迅速対応のためのプロジェクトチーム

重大な事案については、校長のリーダーシップのもと、メンバーを招集し、状況確認と対応策をまとめ、実行する。（必要時に随時開催）

＜メンバー構成＞

校長、教頭、生徒指導担当、関係する学年の全担任

いじめ問題対策委員会

- 教職員の役割分担と指導方針の決定
- 市教育委員会・警察等関係機関との連携
※ 榎原警察署生活安全課（23-0111）
- 保護者への情報提供

重大事態については速やかに市教育委員会へ一報

学校教育課 29-5912

年2、3回のいじめアンケート実施後、または学期末に開催する

校長・教頭・生徒指導担当・人権推進担当
教務主任・全学年主任・いじめ不登校対策教員

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールライフサポーターの参加を願う

職員会議

- 事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
- 全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

※ 報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

「個人別生活カード」への記録の徹底

3A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、いじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

3B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- 常に状況把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

被害者への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)

みんなを守る

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

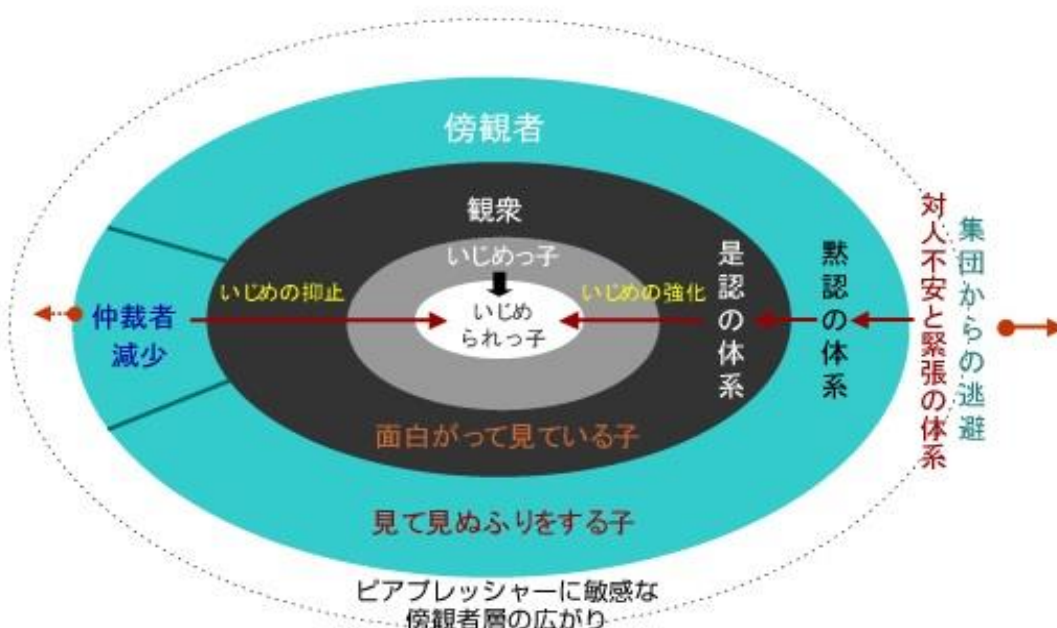
再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

重大事態への対応

- 速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- 市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- 事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する

最近のいじめの特徴・構造



【別紙2】

いじめ防止に係る年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議・研修	いじめ問題	いじめ問題 児童理解 職員研修	いじめ問題	いじめ問題		いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題 対策委員会③ ・まとめ ・次年度計画
	プロジェクトⅠ(アイ)は、随時開催し、対応する											
未然防止	○認め合い支え合う集団づくり ・「居場所」づくりと「絆」づくり ・わかる授業の推進 ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等					スポーツフェスティバルに向けて みんなで力を合わせ、がんばろうとする意識を育てる	スポーツフェスティバル本番 みんなで力を合	人権に関わる教育講演				
早期発見	教育相談週間		友だちweek いじめアンケート調査①	個人懇談				いじめアンケート調査②		いじめアンケート調査③ (必要時)		
	児童と教職員のコミュニケーション・月末の問題行動報告などで確認											

未然防止に向けて

○認め合い支え合う集団づくり

- ・「居場所」づくりと「絆」づくり
- ・わかる授業の推進
- ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
- ・児童等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援

○人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・人権教育の充実

○GIGAスクール構想によりICT教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

○児童等の様子の把握

- ・共感的児童理解

○保護者・地域・関係機関との連携

早期発見に向けて

○情報の収集

- ・教職員の“気付く力”を高める
※ 校内職員研修の実施
校外で行われる研修会への参加
- ・児童等、保護者、地域からの情報収集
- ・休み時間等の校内巡視
- ・定期的な面談による情報収集
(児童等・保護者)
- ・いじめアンケート調査の定期的な実施

○相談体制の充実

- ・いじめ相談窓口の設置(校内)
- ・いじめ相談窓口の周知(校外)

○情報の共有

- ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
- ・要配慮生徒等の情報共有
- ・**申し送り事項の確認と徹底**

